

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 24日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第30号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
品名		品名	
使用期間		使用期間	
[略]		[略]	
冬服	[略]	[略]	[略]
	ズボン	ズボン	5年
	[略]	スカート（女性消防吏員に限る。）	5年
[略]		[略]	
夏服		夏服	
ズボン		ズボン	
3年		3年	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		パンプス（女性消防吏員に限る。）	
[略]		3年	
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されているスカート及びパンプスの使用については、なお従前の例による。